

議案第62号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年6月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
の改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の設備の基準を
変更するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表4階以上の階の項及び第43条第7号イの表4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。